

# 住宅の耐震改修工事を行った皆様へ

耐震改修工事をされた場合、一定条件を満たしますと固定資産税の減額と所得税の特別控除を受けることができます。

## 固定資産税

耐震改修工事が行われた住宅について、改修工事の翌年度(1年間のみ)の固定資産税額の2分の1を減額します。

(減額の要件)

- (1)耐震改修完了後、3か月以内に住民課税務係まで申告すること。
- (2)耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合する証明を受けていること。

## 所得税

個人が、事故の居住に要する家屋について耐震改修工事をした場合、一定の金額をその年分の所得税額から控除されます。

(控除の要件)

- (1)自己の居住の用に供する家屋であること。ただし、二つ以上所有する場合、主として居住の用に供する一つの家屋に限られます。
- (2)耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合する証明を受けていること。

※上記(2)の証明は、総務課で発行しますので、別紙「住宅耐震改修証明申請書」で申請してください。

詳しくは、役場住民課税務係(82-2500)までご相談ください。